

よくある質問 【窓口負担割合の見直しについて】

自分は2割負担の対象となるのでしょうか。

▶質問

自分は2割負担の対象となるのでしょうか。

▶回答

施行日以降に2割負担になるかについては、令和3年の課税所得、年金収入、その他の合計所得金額が分からないと判定できません。

参考までにフロー図（299.9KB）別紙1をご確認ください。

いつの課税所得・年収で判定するのでしょうか。

▶質問

医療費の窓口負担の割合はいつの課税所得・年収で判定するのでしょうか。

▶回答

窓口負担割合の判定は、判定が行われる時期によって使用される課税所得・年収の時点が異なりますが、令和4年8月から令和5年7月までの窓口負担割合の判定は、令和3年の課税所得・年収、すなわち令和3年1月1日から12月31日までの課税所得・年収が対象となります。

被保険者証はどうなるのでしょうか。

▶質問

被保険者証はどうなるのでしょうか。

▶回答

窓口負担割合の見直しに伴い、令和4年度は被保険者全員に対して、被保険者証を2回交付することになります。

・ 1回目

令和4年7月中に、令和4年8月1日～令和4年9月30日までの被保険者証を送付します。

・ 2回目

令和4年9月中に、令和4年10月1日～令和5年7月31日までの被保険者証を送付します。

自動的に2割負担になるのでしょうか。

▶質問

自動的に2割負担になるのでしょうか。

▶回答

窓口負担割合の判定は、広域連合において行われるため、手続きは必要ありません。令和4年9月中に被保険者証を交付します。

減額認定証、限度額適用認定証も2回更新となるのでしょうか。

▶質問

減額認定証、限度額適用認定証も2回更新となるのでしょうか。

▶回答

減額認定証、限度額適用認定証は令和4年度も7月中に送付したものが1年間使用できます。